

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市・県民税及び森林環境税課税情報ファイル	
市・県民税及び森林環境税課税情報	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部 市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	市・県民税及び森林環境税の賦課、徴収に関する事務の遂行	
記録項目	1 氏名、2住所、3性別、4生年月日、5国籍、6住民となった日、7死亡、8転出、9個人番号、10世帯情報、11納税義務者情報、12課税台帳情報、13所得情報、14控除情報、15課税標準情報、16計算過程税額情報、17期割情報、18扶養情報、19年金特徴情報、20送付先情報、21代納情報（納税管理人等）、22振替口座情報	
記録範囲	地方税法第294条第1項及び同条第3項の規定に該当する者	
記録情報の収集方法	税務署からの確定申告書資料、納税義務者からの市・県民税申告書資料、給与の支払をする者からの給与支払報告書、公的年金等の支払をする者からの公的年金等支払報告書、自治体からの寄附金税額控除に係る申告特例通知書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国税局税務署、地方税共同機構、地方自治体、都道府県税事務所、警察署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案 をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれていると きはその旨	
備考	R8.6.23 記録情報の経常的提供先変更（項目に国税局税務署、地方税共 同機構、地方自治体、都道府県税事務所、警察署を追加）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	軽自動車税課税情報ファイル	
行政機関の名称	佐倉市長	
軽自動車税課税情報ファイル	財政部 市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課及び徴収に関する事務の遂行	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 個人番号、5 電話番号、6 納税状況、7 銀行口座	
記録範囲	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者で、主たる定置場が佐倉市の者	
記録情報の収集方法	本人、実施機関内（債権管理課）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	国税局税務署、地方税共同機構、地方自治体、都道府県税事務所、警察署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 行政管理課	
	（所在地）佐倉市海隣寺町 9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	R8.6.23 記録情報の経常的提供先変更（項目に国税局税務署、地方税共同機構、地方自治体、都道府県税事務所、警察署を追加）